

# 石 金 道

ISHIZUCHI

共済だより

平成28年(2016)

Vol.287



糸山公園展望台からの初日の出



サイクリングしまなみ2014



多々羅しまなみ公園「サイクリストの聖地」碑

瀬戸内しまなみ海道(今治市提供)

年頭の「あこがし」	2
産前産後休業・育児休業から復職した皆様へ	3
平成27年度上半期の医療費の状況	4
平成26年度医療費の3要素等の全国との比較	4
平成26年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について	5
交通事故等で組合員証(保険証)を使用する場合には届出が必要です!	6
地共済年金情報WEBサイトのリニューアル延期	7
ねんきん定期便の発送について	7
入学・修学貸付のご案内	10
―教育資金の借入れをお考えの方に	
簡単・便利・低利な物資供給事業をご利用ください	11
共済貯金に加入しませんか?	11

## CONTENTS

# 年頭のごあいさつ



理事長

高須賀 功

新年あけましておめでとーうございます。

組合員の皆様には、ご家族お揃いで  
お健やかな平成28年の新春をお迎えの  
こととお慶び申し上げます。

また、本組合の事業運営に関しまし  
て、日頃から多大なるご理解とご尽力  
を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私たちの社会保障制度につき  
ましては、平成24年2月17日の閣議決  
定に基づき、平成37年を展望した中長  
期的に受益と負担の均衡がとれた持続  
可能な社会保障制度の確立を図ること  
として見直しが進められ、平成25年12  
月5日に成立した社会保障制度改革の  
プログラム法に沿って、社会保障の各  
分野（少子化対策、医療・介護、年金）で  
制度改正が行われているところであり  
ます。

医療保険制度関係につきましては、  
医療保険制度改革関連法が昨年5月27  
日に成立しております。

共済組合に関係するものとしては、  
後期高齢者医療保険制度への支援金の  
計算方法を、平成27年度から平成29年  
度にかけて、段階的に、全面総報酬制に  
変更することされており、これにより  
平成28年度の短期経理財政は更に厳し  
くなるものと考えております。

このため、本組合では、「短期給付財  
政安定化計画（平成27年度～平成29年  
度）」を策定し、データヘルス計画に対  
する取組みを行っております。

レセプトや健診情報等のデータ分析  
により、生活習慣の改善の必要性につ  
いてご理解をいただき、P D C Aサイ  
クルによる受診勧奨など、特定健診・特  
定保健指導による生活習慣病の予防や  
重症化予防のための保健事業の推進に  
取組んでおります。

しかしながら、このデータヘルス計画  
の実効性を高めるためには、事業主と

の協働（コラボヘルス）による職場環境  
の整備、共済組合と所属所が連携し、そ  
れぞれの立場で役割を推進していくこ  
となどが求められておりますので、引  
き続きご理解、ご協力をお願い申し上  
げます。

一方、公的年金制度につきましては、  
昭和61年の基礎年金制度の導入以来の  
大規模な改正となります被用者年金一  
元化法が、昨年10月1日に施行され、2  
階部分の共済年金は厚生年金に統一さ  
れ、掛金・負担金や給付額の算定基礎は、  
「手当率制」から厚生年金が採用してい  
る「標準報酬制」に移行されております。

また、3階部分の「職域年金部分」は  
昨年9月末で廃止され、新たに「年金払  
い退職給付」が創設され、本組合では、  
これら大幅な制度改正に伴う円滑な事  
務の移行に努めて参ります。

更に、この1月からは個人番号カー  
ドの交付が開始され、この先、番号法の  
規定により、医療保険分野、年金分野な  
どでの個人番号の活用が順次進められ  
ることとされております。共済組合と  
しましては、個人情報保護管理につ  
いて、適切な対策を講じて、共済事業で  
の活用を図っていくこととなります。

このように社会保障制度等が大きく  
見直しをされている中で、共済組合も  
取り組むべき課題が山積し、極めて重  
要な局面を迎えております。本年も、役  
職員一同、組合員とご家族の皆様  
の生活の安定と福祉の向上に寄与でき  
るよう、引き続き、努力して参りますの

## 謹賀新年



で、一層のご理解、ご協力を賜りますよ  
うお願い申し上げます。  
結びに、本年が輝かしい一年となり  
ますよう、併せて皆様方の益々のご健  
勝とご多幸をお祈り申し上げます。年  
頭のごあいさつとさせていただきます。

- |        |       |          |
|--------|-------|----------|
| 理事長    | 高須賀 功 | (東温市)    |
| 理事     | 稲本 隆壽 | (内子町)    |
| 〃      | 石橋 寛久 | (宇和島市)   |
| 〃      | 二宮 洋之 | (鬼北町)    |
| 〃      | 和田 雅志 | (久万高原町)  |
| 〃      | 山内 武弥 | (八幡浜市)   |
| 〃      | 青野 勝  | (西条市)    |
| 議員     | 菅 良二  | (今治市)    |
| 〃      | 清水 裕  | (大洲市)    |
| 〃      | 喜井 辰弘 | (四国中央市)  |
| 〃      | 山内 貴志 | (新居浜市)   |
| 〃      | 瀬川 幹雄 | (松山県松山市) |
| 監事     | 甲岡 秀文 | (鬼北町)    |
| 〃      | 伊達 定真 | (砥部町)    |
| 学識経験監事 | 原田 満範 | (公認会計士)  |
| 事務局長   | 伊藤 正  |          |
|        | 外職員一同 |          |

# 産前産後休業終了時改定 育児休業等終了時改定 とは?

産前産後休業又は育児休業(以下「産前産後休業等」という。)から復職後、短時間勤務や部分休業の取得等により勤務時間が短縮され、報酬が低下した場合に、組合員からの申出により実際の報酬に対応する標準報酬に改定できる制度です。

## 対象者は?

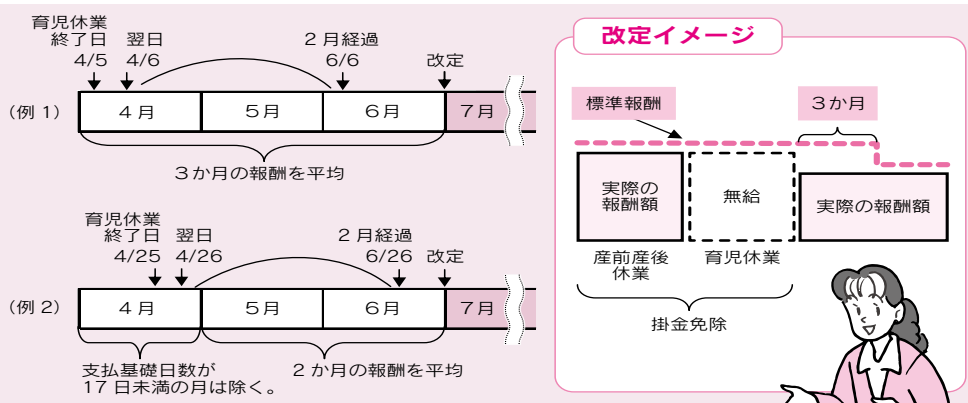
産前産後休業等を終了した日に3歳に満たない子を養育する組合員です(男女問いません)。

## 手続方法は?

共済組合のホームページ等で「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」又は「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を入手し、必要事項をご記入の上、共済事務担当課を経由してご提出ください。

## 改定内容は?

産前産後休業等終了日の翌日が属する月以後3か月(報酬の支払基礎日数が17日未満の月は除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額(1月当たりの報酬)を基に標準報酬を改定します。改定後の標準報酬は、産前産後休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から適用されます。

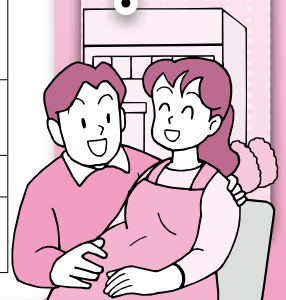


## ■随時改定との違い

	産休・育休終了時改定	随時改定
算定基礎期間	休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間(固定的給与の変動がなくても改定可能)	固定的給与に変動があった月以後の3か月間
支払基礎日数	17日未満の月は除いて改定する。	17日未満の月がある場合は改定しない。
改定に必要な等級差	1等級	2等級
改定のきっかけ	組合員からの申出	組合員の意思に関係なく、所属所が届出

復職後、報酬が下がった場合は申出により標準報酬が改定できます！

産前産後休業・育児休業から復職した皆様へ



# 〔平成27年度〕 上半期の医療費の状況

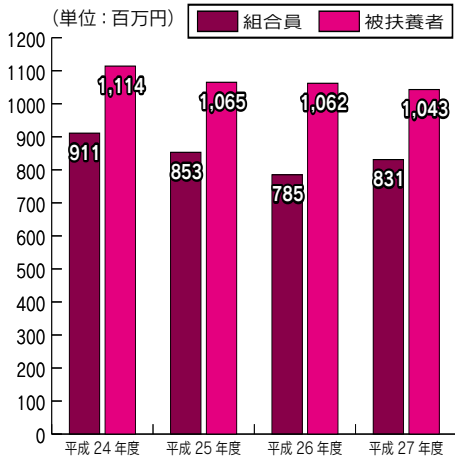
**組合員** 入院医療費が大幅増

組合員の上半期の医療費は、外来、歯科に係る医療費が減少していますが、入院に係る医療費が前年度より約5140万円(26・10%)増加したことに伴い、全体で前年度より約4600万円(5・87%)増加し、3年ぶりの増加となっています。

**被扶養者** 入院医療費が減少

被扶養者の上半期の医療費は、入院に係る医療費が前年度より約1820万円(5・08%)減少したことに伴い、全体では前年度より約1930万円(1・82%)減少し、3年連続の減少となっています。

## ■上半期の医療費



## 全国との比較

# 医療費の3要素・1人当たり医療費・平均給料月額・短期財源率の状況

平成26年度の組合員医療費及び平成27年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素である「受診率」、「1件当たり日数」、「1日当たり金額」のうち、「受診率」については前年度より0.45ポイント増加し、「1件当たり日数」については前年度より0.04日減少しました。全国平均よりやや低い値となっています。「1日当たり金額」については、前年度より105円減少していますが、全国平均より高い状態が続いています。

「組合員1人当たり金額」は、10万1449円(43位)となり、平成15年度から12年連続で全国平均(11万1495円)を下回っています。

「平均給料月額」は、前年度より1万1571円増加し32万1913円(23位)で、全国平均(32万1333円)より580円高い金額となっています。

「短期財源率」は、前年度113.36%(1位)だったのが、高齢者医療制度に係る拠出金等の減少に伴い、12.56ポイント減少して100.8%(10位)となりました。しかしながら、全国平均(94.56%)より6.24%高くなっています。

### 短期財源率・平均給料月額の他県との比較

短期財源率 (平成27年度 単位:%) (対標準報酬)		平均給料月額 (平成27年3月末現在 単位:円)	
1 沖縄	108.80	1 和歌山	353,529
2 熊本	105.84	2 大分	333,401
3 大阪	103.20	3 広島	331,256
4 宮崎	102.32	4 島根	330,360
5 山口	102.08	5 兵庫	328,698
6 長崎	101.12	6 鹿児島	328,243
6 島根	101.12	7 山口	326,495
8 鹿児島	101.04	8 徳島	326,452
9 高知	100.96	9 宮崎	326,371
10 愛媛	100.80	10 山形	326,041

23 愛媛 321,913

### 組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (平成26年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数)		1件当たり日数 (平成26年度 単位:日)		1日当たり金額 (平成26年度 単位:円)		1人当たり金額(年額) (平成26年度 単位:円)	
1 大阪	74.39	1 大阪	1.86	1 北海道	8,065	1 奈良	124,433
2 徳島	74.11	1 福岡	1.86	2 福井	7,774	2 秋田	122,629
3 奈良	72.68	3 佐賀	1.79	3 大分	7,236	3 福岡	122,348
4 東京	72.57	3 埼玉	1.79	4 島根	7,202	4 徳島	120,948
5 三重	71.63	5 和歌山	1.75	5 山口	7,126	5 北海道	119,932
6 和歌山	71.14	5 奈良	1.75	6 石川	7,106	6 広島	118,634
7 栃木	71.13	7 大分	1.73	7 秋田	7,049	7 青森	118,622
8 福岡	69.93	7 京都	1.73	8 岩手	7,042	8 山口	118,201
9 千葉	69.87	7 千葉	1.73	9 宮崎	7,000	9 大阪	118,180
10 埼玉	69.57	10 鹿児島	1.72	10 青森	6,998	10 東京	116,148

28 愛媛 66.06

36 愛媛 1.63

28 愛媛 6,549

38 栃木	88.96	38 岩手	314,673
39 山形	88.80	39 京都	314,589
40 滋賀	87.92	40 富山	314,581
41 静岡	87.60	41 福井	313,479
42 茨城	87.20	42 岐阜	312,032
42 愛知	87.20	43 高知	311,387
44 神奈川	86.00	44 宮城	310,862
45 千葉	85.20	45 石川	308,273
46 富山	81.76	46 愛知	307,747
47 東京	77.28	47 沖縄	305,577
平均	94.56	平均	321,333

38 滋賀	64.29
39 群馬	63.90
40 静岡	63.65
41 島根	63.34
42 福井	61.79
43 山梨	61.71
44 長野	61.12
45 石川	60.44
46 北海道	58.93
47 大分	58.70
平均	67.24

38 宮城	1.62
38 長野	1.62
38 秋田	1.62
41 岩手	1.60
41 三重	1.60
41 島根	1.60
44 福島	1.58
45 山形	1.57
46 新潟	1.56
47 鳥取	1.55
平均	1.69

38 栃木	6,220
39 神奈川	6,194
40 佐賀	6,180
41 千葉	6,174
42 群馬	6,171
43 和歌山	6,089
44 東京	5,995
45 埼玉	5,963
46 愛知	5,950
47 大阪	5,771
平均	6,528

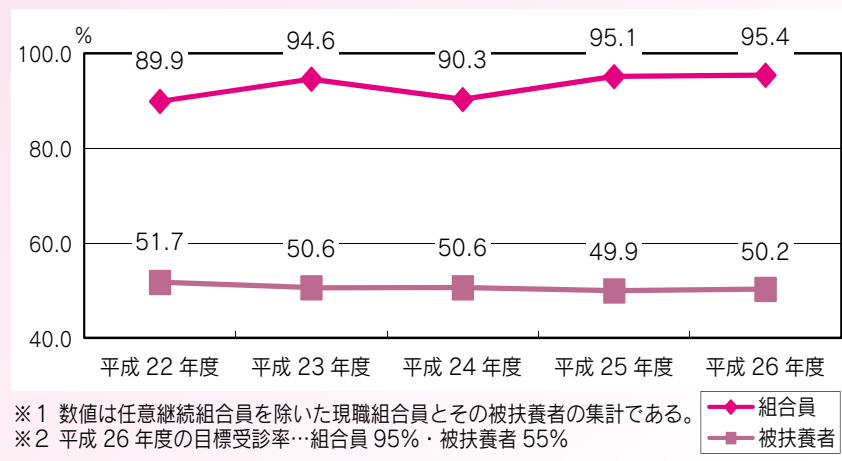
38 滋賀	104,029
39 岐阜	103,815
40 静岡	103,706
41 新潟	103,575
42 山梨	102,375
43 愛媛	101,449
44 愛知	99,307
45 鳥取	99,060
46 長野	97,252
47 群馬	96,372
平均	111,495

# 〈平成26年度〉特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について

平成26年度の実施状況がまとまりましたのでお知らせいたします。

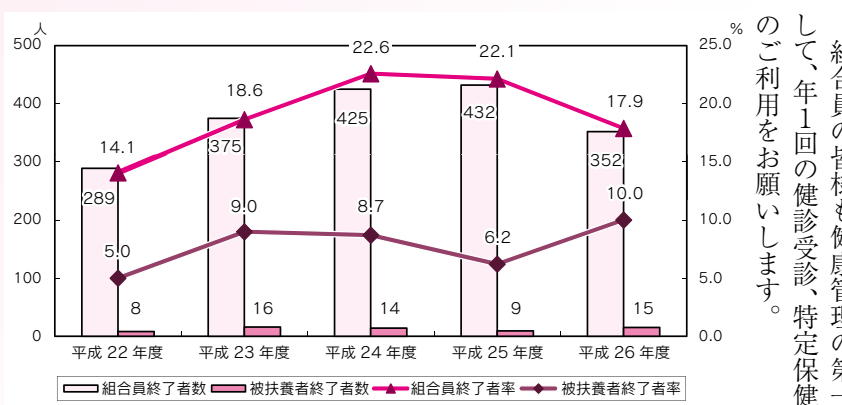
組合員については、特定健康診査の目標受診率は達成することができましたが、特定保健指導については目標利用率を下回りました。被扶養者については、特定健康診査・特定保健指導ともに目標を下回る結果となりました。

図1 H22～26年度 特定健康診査受診率



※1 数値は任意継続組合員を除いた現職組合員とその被扶養者の集計である。  
 ※2 平成26年度の目標受診率…組合員95%・被扶養者55%

図2 H22～26年度 特定保健指導終了者数とその割合



※1 数値は任意継続組合員を除いた現職組合員とその被扶養者の集計である。  
 ※2 平成26年度の目標実施率…組合員25.1%・被扶養者27.6%

特定保健指導の利用率は、依然として低迷している状況が続いています。特定保健指導は、生活習慣病の発症や進行を未然に防ぐために、ご自身の生活習慣を改善することができる大切な機会です。共済組合としても、引き続き受診率・利用率向上のための対策を検討していきます。

組合員の皆様も健康管理の第一歩として、年1回の健診受診、特定保健指導のご利用をお願いします。

平成26年度の特定健康診査の結果から、**糖尿病の判定基準となるHbA1c検査(ヘモグロビンエーワンシー)**の詳細についてお知らせします。

服薬治療をしていない特定健康診査対象者のうち、6725人がHbA1c検査を実施しています。

HbA1c検査実施者のうち、2193人(a+a)は生活改善が必要な「要保健指導レベル」でした。そのうち特定保健指導を利用したのは133人(a)で、2060人(a)は特定保健指導未実施でした。

また、**検査実施者のうち180人(b+c)は、「受診勧奨レベル」でしたが、その中でも特に重症化のリスクが高いと考えられる数値8.4%以上の人は44人(c)に上りました。**

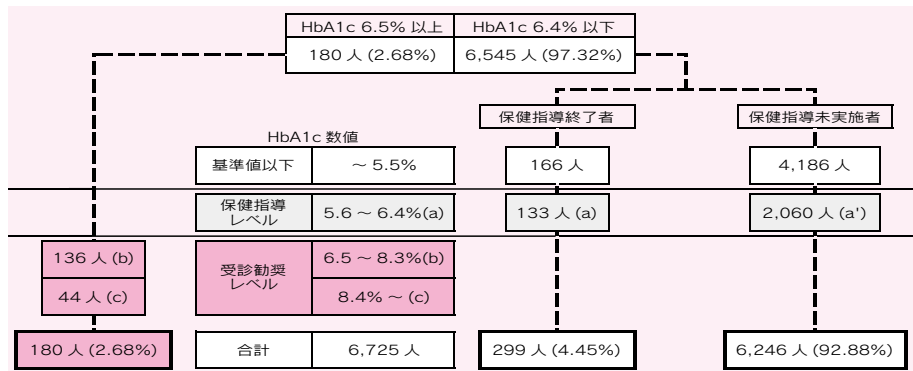
健診を受診した結果、HbA1cの数値が高かったにもかかわらず、そのリスクを放置していると、**自覚症状がなくても糖尿病の重症化は進行していきます。**

「受診勧奨レベル」以上のリスク保有者は、適切な医療の受診、服薬等による疾病管理とともに、生活改善を含めたリスク別の健康管理が不可欠となります。

特定保健指導対象者となった方は、生活習慣改善のきっかけとして必ず特定保健指導をご利用いただき、重症化の予防にお役立てください。

特定健康診査・特定保健指導に関する問合せ先 共済組合保健課厚生係 (089-945-6318)

図3 H26年度特定健康診査 HbA1cリスト



※実施率は四捨五入しているため100%にならない場合がある。  
 ※(a)のうち、HbA1c数値6.0を超える人は、食事療法・運動療法が必要とされる。  
 ※(b),(c)の、HbA1c数値6.5を超える人は、糖尿病が強く疑われる。



# 交通事故等で組合員証(保険証)を使用する場合には 届出が必要です!

交通事故のように、第三者によって起こったケガや病気は、一般的にその第三者である加害者がその損害を補償することになりますので、治療にかかった医療費も加害者が支払うこととなります。しかし、このような場合であっても、**共済組合へ連絡し、手続きをする**ことで、組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)を使って治療を受けることができます。

この場合、共済組合は治療のための医療費(自己負担分を除いた7割分)を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後日、被害を受けた組合員や被扶養者に代わり、加害者(または加害者が加入している自賠責保険・任意保険等)へ損害賠償請求することになります。

**組合員証等を使用する場合は、必ず共済組合に連絡をする**とともに、「**損害賠償申告書**」、「**交通事故証明書**」などの**必要書類の提出をお願いします。**

## 第三者行為による 傷病の例

- 第三者と衝突等の交通事故で受けたケガ
- 事故車に同乗していて受けたケガ(自損事故の場合も、運転者が加害者となる第三者行為)
- 他人の飼いだににまかれて受けたケガ
- 暴力行為により受けたケガ
- レストランなどで食べた料理が原因による食中毒

## 示談するときは 慎重に!

被害を受けた方が加害者と不利な示談をしてしまうと、共済組合は加害者に費用を請求することができなくなり、負傷等が完治していない状態であっても、組合員証等を使用した治療が受けられない場合もありますので、示談等を行う際は十分ご注意ください。

## 公務上や 通勤途上の事故は?

公務上の傷病や通勤途上の負傷については、**組合員証を使って治療することができません**。受診の際は医療機関の窓口で公務上又は通勤途上であることを申し出るとともに、地方公務員災害補償基金への公務・通勤災害の認定の申請をして療養補償を受けてください。

**傷病が公務災害や通勤災害に該当することが明らかでないなどの事情で、やむを得ず組合員証を使用する場合は、第三者行為の場合と同様に共済組合に連絡をする**とともに、「公務傷病発生報告書」を提出してください。

なお、公務員災害補償基金の療養補償を受けられるのは、同基金が認定した医療機関だけです。認められていない医療機関で受診した場合の医療費は全額自己負担となります。

## 負傷原因調査に ご協力を

共済組合では、「第三者行為」や「公務災害」に該当する可能性のある傷病で、組合員証等を使用して受診した方に「外傷性の傷病に係る負傷原因報告書」を送付してご回答いただいています。

調査に該当された皆様には大変お手数をおかけしますが、短期給付財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

### 【連絡先】

共済組合保健課医療係

TEL089(945)6313



## 新たな地共済年金情報Webサイトは、 平成28年3月を目途に **リニューアル** させていただきます。

新たな地共済年金情報Webサイトにつきましては、被用者年金が一元化される平成27年10月を目途に構築する予定としておりましたが、他機関における年金個人情報流出事故を受けて、セキュリティをより高いものにするよう設計変更することとなり、平成28年3月を目途に再開する予定となりましたのでお知らせします。

利用者の皆様には大変御不便、御迷惑をおかけしますが、何卒御理解賜りますようお願いいたします。

具体的な再開の日程、機能等につきましては、詳細が決まり次第改めて御案内します。



## ～ ねんきん定期便の発送について ～

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され被用者年金制度は一元化されました。

この被用者年金制度の一元化後は、現に加入している(または最後に加入していた)公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」を送ることとなりました。

この「ねんきん定期便」は毎年誕生月に送付されます。初回は、昨年12月に12月生まれの方(50歳未満の者を除く。)に送付しています。

### < 公的年金制度と被保険者種別と送付する実施機関 >

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者 厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	日本年金機構(厚生労働大臣から受託)
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 (地方公務員共済組合の組合員)	地方職員共済組合(地方共済事務局・団体共済部) 公立学校共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 (指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合)
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 (私立学校教職員共済制度の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団



## <ねんきん定期便>

### 1 通知内容

	50歳未満の者	50歳以上の者	35歳、45歳の者	59歳の者
①これまでの年金加入期間	○	○	○	○
②これまでの加入実績に応じた年金額	○		○	
③老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)		○		○
④(参考)これまでの保険料納付額 (累計額)	○	○	○	○
⑤最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況	○	○		
⑥これまでの年金加入履歴			○	○
⑦これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況			○	○
⑧これまでの国民年金保険料の納付状況			○	○

### 2 送付物・送付方法・スケジュール

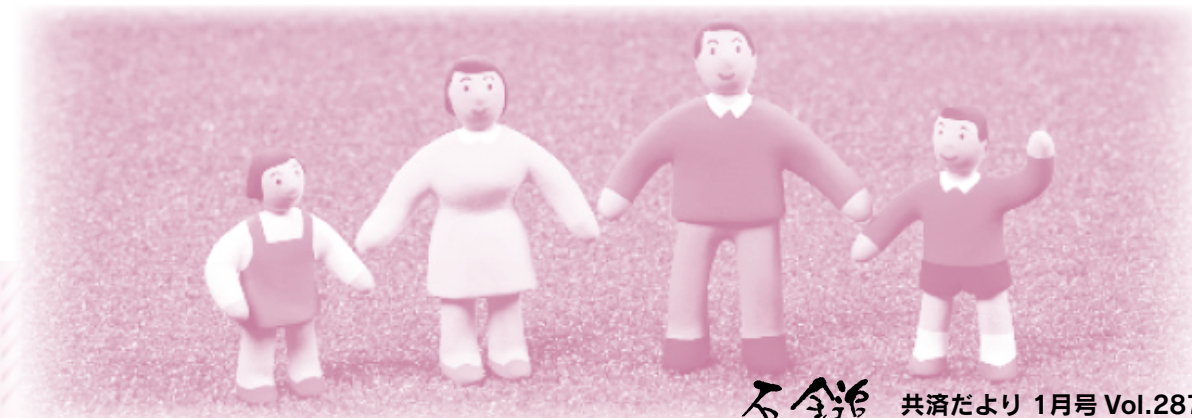
#### (1) 送付物

- ①50歳未満の者      圧着ハガキ
- ②50歳以上の者      圧着ハガキ
- ③35歳、45歳の者      封書(通知・パンフレットを同封しています。)
- ④59歳の者              封書(通知・パンフレットを同封しています。)



#### (2) 送付方法とスケジュール

平成27年度は、誕生月の16日頃(16日が休日の場合は翌営業日)に(1)の①から④の区分ごとに、全国市町村職員共済組合連合会から直送されます。





<ねんきん定期便>

<イメージ>

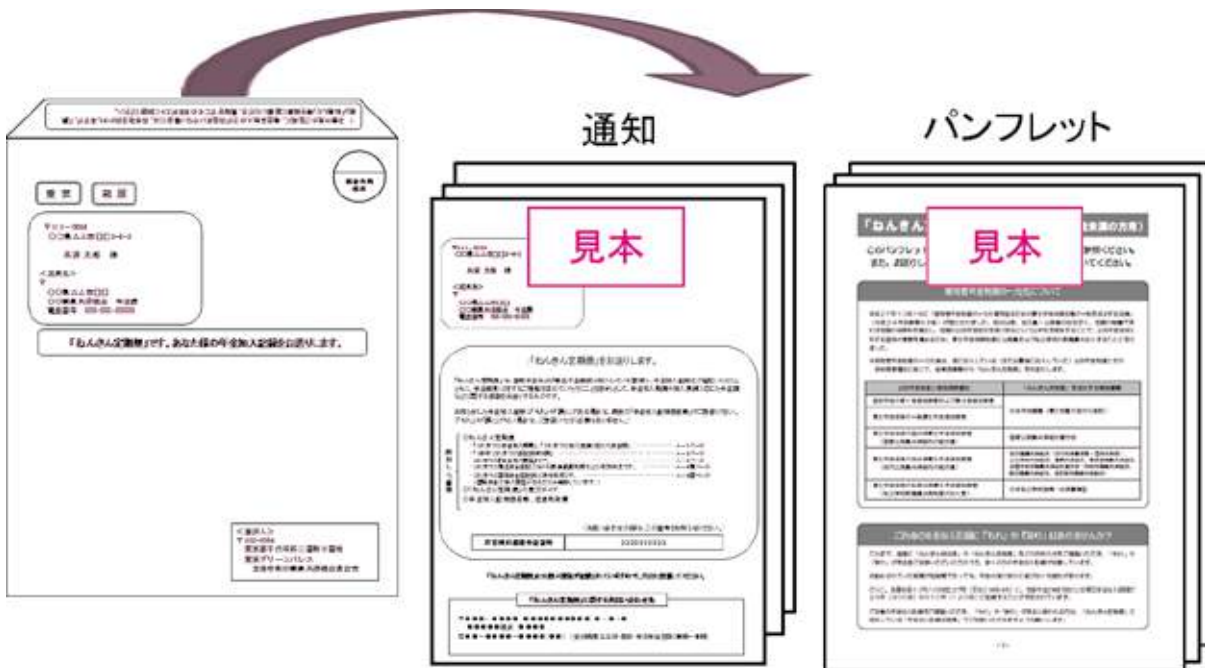
## ① 50歳未満の者 ② 50歳以上の者

圧着葉書を送付します。



## ③ 35歳、45歳の者 ④ 59歳の者

封筒(角2)に通知とパンフレットを同封して送付します。

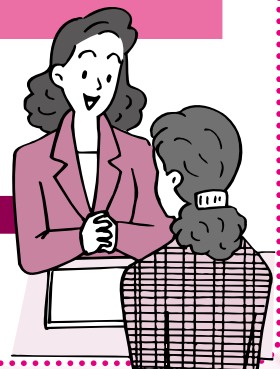


### 3 相談について

通知された内容について相談がある場合は、通知に記載されている相談窓口か、次の相談窓口までお問い合わせください。

<相談窓口>

愛媛県市町村職員共済組合 年金課 089-945-6317



# 入学・修学 貸付のご案内

教育資金の  
借入れを  
お考えの方に

入学・修学に係る貸付制度をご利用ください。

	入学貸付 申込受付中です	修学貸付 2月下旬から受付します
	入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付	入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付
限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給料月額額の6か月分以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内（申込みは、1万円単位で1学年につき年額180万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]</li> </ul>
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回）</li> <li>○申し出により修業年限（貸付月の翌月から起算）を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分のみ支払い）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回）</li> <li>○修学期間中は元金据え置き（元金据置期間中は利息分のみ支払い）</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。）</li> <li>○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。）</li> <li>○授業料、家賃等が確認できる書類等</li> </ul>



## ■ 修学貸付

- 貸付利率は、年2.66%（変動）です。  
※ 貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い変動します。
- 毎月の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が給料月額額の30%を超える場合、又は年間の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。
- 平成27年7月1日より「中等教育学校後期課程」も貸付対象となりました。

～（お申込み）は所属所の共済事務担当課（係）まで～

## ■ 毎月償還表〔抜粋〕

（平成28年1月1日現在）

### 入学貸付（年利2.66%）

貸付額	償還月額	償還回数
50万円	8,909円	60回
*100万円	12,269円	90回
*150万円	15,633円	108回
*200万円	19,000円	120回

### 修学貸付（年利2.66%）

貸付額	償還月額	償還回数
*180万円	17,886円	114回
*360万円	28,237円	150回
*540万円	42,355円	150回
*720万円	56,474円	150回

\* 貸付額が100万円以上のときは、ボーナス併用償還の選択も可能です。

だんしん(団体信用生命保険)に加入されている方へ

## 保険金の請求・届出について

### だんしん

「だんしん」は、共済組合の住宅貸付等の借受人である組合員が、貸付金の償還期間中に死亡または高度障害となったときに、保険金により債務を相殺する保険制度です。だんしんにご加入中の方で万一死亡または高度障害となったときは、所属所の共済事務担当課（係）を通じ共済組合（経理課貯金貸付係）へご連絡ください。

### 債務返済支援保険

「債務返済支援保険」は、借受人が、貸付金の償還期間中に病気、傷害または所定の精神障害により30日を超えて就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を加入者にお支払いするだんしんの特約制度です。ご加入中の方で傷病等により就業できない状態となったときは、所属所の共済事務担当課（係）を通じ共済組合（経理課貯金貸付係）へご連絡ください。

### ＜＜ 注意 ＞＞

高度障害を含む傷病等については共済組合でその事実を漏れなく把握することが困難なため、保険金請求のご案内をいたしかねる場合があります。上記に該当することとなったときは、必ずご一報くださいますようお願いいたします。

自動車等のご購入をお考えの方に

償還利率 年2.9%(変動)

# 物資供給事業をご利用ください

簡単 便利 低利

★ 簡単 4STEP

## STEP 1



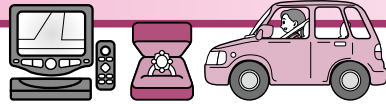
○所属所の共済事務担当課(係)(以下「所属所」という)に申し出をして、共済事務担当者職氏名が記入・押印されている物資購入票(2部複写)を受け取ります。

## STEP 2

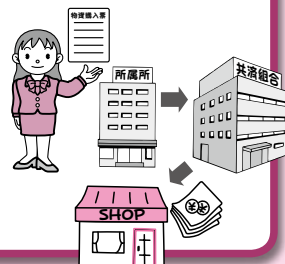


○物資供給事業契約業者(指定店)<sup>※1</sup>に共済組合の物資供給事業を利用する旨を伝え、物資購入票に購入商品名・共済組合立替金額<sup>※2</sup>等を記入し、指定店に確認印をもらって、共済組合用を持ち帰り、物品が納品されるまで保管します。

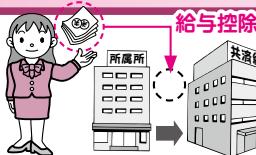
## STEP 3



○指定店から納品されます。納品後は速やかに、物資購入票に受領印を押印し、希望支払方法等を記入して、所属所に提出してください。共済組合から指定店に販売価格等の確認を行った後、指定店に直接送金いたします。



## STEP 4



○ご希望の償還回数に基づき、元利均等償還により定例償還額を算出し、立替決定月の翌月から、給料・賞与からの控除により償還(返済)していただきます。

自動車等の購入にあたり、共済組合の物資供給事業契約業者(指定店)<sup>※1</sup>で、共済組合立替払い(ローン)が簡単4STEPでご利用いただけます。

★ 選べる

便利 な償還(返済)方法

支払い忘れのない給与控除で、毎月償還分は60回以内、賞与償還分は共済組合立替金額の半分以上を償還期間内で自由に設定でき、償還期間中に手数料無料で一部・全部の繰上償還もできます。

★ 比べてください

低利 な償還利率

平成28年1月1日現在、年利2.9%(変動金利<sup>※3</sup>)で保証料等は不要です。

■ お願い ■

貸付事業及び物資供給事業のご利用にあたっては、収入と借入のバランスを考えた返済計画を立ててください。<sup>※4</sup>

### 注意事項

- ※1: 指定店については、共済組合ホームページ又は共済だより「石鏡」Vol.284 別冊でご確認ください。
- ※2: 利用限度額は200万円で、未償還元金がある場合は、その金額を200万円から差し引いた金額が限度額となります。また、共済組合の貸付事業及び物資供給事業の毎月償還額の合算額(新規利用分を含む。)が給料月額30%を超える場合、又は年間償還額の合算額(新規利用分を含む。)が年収の30%を超える場合はご利用できません。
- ※3: 物資供給規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴って、償還途中であっても償還利率(償還額)が変更される場合があります。
- ※4: 過去に貸付事業・物資供給事業の規定に違反している場合、給料等の差し押さえを受けている場合、又はその他利用が不適当と認められる場合等はご利用できません。

### ● 共済貯金に加入しませんか? ●

普通貯金なのに  
有利な年利1.0%

(税引後年利0.79685%・平成28年1月1日現在)

共済貯金は、出し入れ自由な普通貯金です。いつでも指定金融機関の窓口から預け入れができ、給料やボーナスからの控除による預け入れもできますので、将来に備えた計画的な貯蓄が可能です。定期預金とは違い、払戻しも毎週行っていますので大変便利です。

ご加入のお申込みは、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

共済貯金の払戻スケジュールは、共済組合ホームページでご確認ください。

### ■ 物資指定店 (取消)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	取扱商品
取消 (店舗)	H27. 10.10	西日本三菱自動車販売(株)愛媛支店	川之江・三島店 四国中央市妻鳥町134-2	自動車
			大洲店 大洲市新谷乙338-1	
取消	H27. 10.31	(株)ホンダプリモ砥部 (Honda Cars 松山南砥部店)	伊予郡砥部町拾町7-4	自動車
			Uカーセンター 松山市土居町588-1	
			森松店 松山市森松町910-1	
		輝オート	西条市楠甲496-1	自動車 (車検含む)

【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 TEL089(945)6316

# 新年あけましておめでとうございます。 本年もよろしくお願いいたします。



**2時間飲み放題** お一人様 **1,500円** (税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・酎ハイ・ソフトドリンク・果実酒  
ワイン・ウイスキー・ノンアルコール

(写真は和洋卓料理 8人盛)

**ご予約  
ご承り中**

## ～新年会 おすすめ料理～

期間：平成28年1月31日まで

- ・和会席・ **3,500円** (税込)
- ・和洋卓料理・ **3,500円**
- ・和洋コース・ **3,500円**

※上記以外にも各種料理・鍋コースもご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせは.....

## えひめ共済会館

TEL 089-945-6311  
FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

(e-mail) [e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp](mailto:e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp)



表紙によせて

### 瀬戸内しまなみ海道(今治市)

「瀬戸内しまなみ海道」は、芸予諸島の8つの島々を様々な形状の9本の橋で結んでいます。

本州四国連絡道路で唯一、橋梁部に原動機付自転車と自転車・歩行車道が併設されており、「空中散歩」のような感覚で自転車や徒歩でも渡ることが可能で、近年では「サイクリストの聖地」としてのブランドイメージが定着し、外国人を含む多くのサイクリストで賑わっています。

今年の10月には、本線の一部を走行できる「サイクリングしまなみ2016」の開催を予定しています。県内はもとより、県外、海外から多くの皆様の参加を心よりお待ちしております。

## 組合の現況

(平成27年11月末現在)

◎所属所数.....	41
◎組合員数.....	14,592人
男.....	9,495人
女.....	5,097人
◎平均標準報酬月額(短期).....	378,388円
◎被扶養者数.....	16,883人
(含任継.....)	内162人
◎任意継続組合員.....	261人
◎年金受給者数.....	17,341人